

公 告

公 告 第 3 2 号
令和 3 年 1 1 月 1 0 日

分任契約担当官
陸上自衛隊玖珠駐屯地
第 4 0 4 会計隊玖珠派遣隊長
小野 誠

一般競争入札の執行について、下記のとおり公告します。

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名：1 グループ 鉄屑売払 (内訳書 1 のとおり)
2 グループ 使用済車両売払い (内訳書 2、3 のとおり)
3 グループ (使用済) 人員輸送車 2 号 (内訳書 4 のとおり)
- (2) 引 渡 期 限：令和 3 年 1 2 月 2 4 日 (但し代価納入の日より 5 日以内)
- (3) 引 渡 場 所：陸上自衛隊玖珠駐屯地

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 平成 3 1 ・ 3 2 ・ 3 3 年度または令和 0 1 ・ 0 2 ・ 0 3 年度防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「物品の買受」C 等級以上に格付けされた競争参加資格を有する者であること。なお 2 ・ 3 グループについては自動車リサイクル法に基づく引取業者であり、各都道府県等登録業者であること。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行なおうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (8) 当該売払車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要になります。
- (9) 3 項の契約条項及び入札心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約した業者とする。なお、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。
- (10) 2 グループについては使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「取引業の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」、「粉碎業の許可」のすべてを満たす者、又は取引業の資格を有し他の 3 業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書を提出し、承認を受けたものとする。

(11) 現場を確認した者であること。

3 契約条項・入札心得を示す場所

陸上自衛隊玖珠駐屯地第404会計隊玖珠派遣隊事務室及び西部方面隊ホームページ

4 競争入札執行の日時場所

(1) 日 時： 令和3年11月29日（月）13時30分

(2) 場 所： 陸上自衛隊玖珠駐屯地 会計隊会議室

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免 除

ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免 除

ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札方法

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き金額を入札書に記載すること。

7 落札決定方法

グループ別総額（税抜き）とし、当方の予定価格以上で最高額入札者を落札者とする。（ただし同価の場合は抽選により決定する。）

8 無効入札

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のないものを行った入札

(2) 入札者、入札金額、押印が明瞭でない場合若しくは識別しがたい場合

(3) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する契約に反する事態が生じた場合

(4) 電信・電話・FAXによる入札

(5) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく作成提出する。

契約書にはグループ2は「売払い部品の解体に関する特約条項」、グループ3は「中古品の売払いに関する特約条項」を付するものとする。

10 公告掲示場所

陸上自衛隊玖珠駐屯地、陸上自衛隊別府駐屯地、陸上自衛隊湯布院駐屯地、玖珠町商工会、大分商工会議所、別府商工会議所、西部方面隊ホームページ

11 その他

(1) 令和3年11月26日（金）13時までに資格審査結果通知書（写）及び自動車リサイクル法に基づく引取り業者としての各都道府県知事等の登録許可証（写）を提出すること。

(2) 代表者以外が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

(3) 契約条項及び入札等参加者心得を確認の上、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記するものとする。

- (4) 入札参加を希望する者は、事前に第12項(1)に連絡の上、参加されたい。
- (5) 現場説明会：実施する。ただし、現場確認の説明会は各業者毎に行いますので準備の都合上ご連絡を下さい。日程につきましては、令和3年11月11日(木)～令和3年11月22日(月)の間で土日祝日を除く朝8時30分から夕方4時までの間で連絡を受けた後の調整及び決定となります。
- (6) 郵便で入札に参加する場合は、送付用封筒に「令和3年11月29日～の件入札書在中」と記載のうえ、令和3年11月26日(金)17時までに必着するように郵送し、契約担当者(吉田)まで連絡すること。なお、入札直前に疑義が生じた場合の郵便入札はその疑義に関して了承しているものとみなします。入札金額が同額の場合は、当該入札に関係のない職員により抽選を実施する。
- (7) 2項(10)で示す証明書を令和3年11月26日(金)17時までに提出すること(FAX可)
- (8) 入札日当日(郵便入札があった場合)に不調となり再度入札を行う場合は、令和3年12月3日(金)13時30分を再度入札の執行日時とし、再度入札に係る入札書を郵送する場合は、再度入札の前日までに必着とする。(電話・電報は認めない。)なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- (9) 損害賠償請求
車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。
- (9) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (10) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (11) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (12) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

12 連絡先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒879-4403

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2494

陸上自衛隊玖珠駐屯地 第404会計隊玖珠派遣隊 契約班 吉田

TEL 0973-72-1116 (内線) 349

FAX 0973-72-1116 (直通)

- (2) 内訳書の内容に関する問い合わせ先

陸上自衛隊玖珠駐屯地業務隊(補給科) 臼 杵 (内線) 324